

令和7年度東京都公立学校教職員採用候補者選考(令和8年度採用)(実習助手及び寄宿舍指導員)実施要綱
(令和7年9月7日実施)

令和7年6月23日

東京都教育委員会

この選考は、原則として令和8年4月1日以降に採用する公立学校教職員の候補者を決定するために実施します。

1 選考の対象となる職種、教科(分野)、採用見込数及び受験資格

実習助手

教科(分野)		採用見込数	受験資格	
			卒業学科等	年 齢
工 業	電気・電子系	若干名	高等学校、高等専門学校又は大学等を卒業した者(令和8年3月31日までに卒業見込みの者を含む。)ただし、原則として工業に関する学科又は課程を修了していること。普通科は含まない。	昭和61年4月2日以降に出生した者
	工業化学系	若干名		
	工芸系	若干名		
農 業	食品系	若干名	高等学校又は大学等を卒業した者(令和8年3月31日までに卒業見込みの者を含む。)ただし、原則として農業に関する学科又は課程を修了していること。普通科は含まない。	
家 庭		若干名	高等学校又は大学等を卒業した者(令和8年3月31日までに卒業見込みの者を含む。)ただし、原則として家庭に関する学科又は課程を修了していること。普通科は含まない。	
理 療		若干名	高等学校、特別支援学校等を卒業した者で、はり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師のいずれかの資格を有する者(取得見込みの者は含まない。)	
水 産		若干名	高等学校又は大学等を卒業した者(令和8年3月31日までに卒業見込みの者を含む。)ただし、原則として水産に関する学科又は課程を修了していること。普通科は含まない。	

※大学等とは、大学、大学院、短期大学、専門学校をいう。

寄宿舍指導員

	採用見込数	受験資格	
		教員免許状	年 齢
寄宿舍指導員	若干名	教育職員普通免許状(ただし、幼稚園教諭、栄養教諭及び司書教諭を除く。)を現に有する者又は令和8年4月1日までに当該免許状を取得見込みの者	昭和39年4月2日以降に出生した者

《受験資格について御不明な点がありましたら、人事部選考課選考担当宛てにお問い合わせください。》

2 職務内容

(1) 実習助手

高等学校又は特別支援学校で、実験又は実習について教員の補佐をします。

※1 欠員の状況によっては、名簿登載となった教科（分野）以外で採用となることがあります。

※2 「工業」又は「農業」で採用された場合は、人事異動等により異なる分野を担当することもあります。

(2) 寄宿舎指導員

特別支援学校に設置されている寄宿舎において、児童・生徒と起居をともにし、その世話及び寄宿舎における生活指導等の教育に当たります。

3 配属先

(1) 実習助手

以下の表のとおりです。

教 科（分 野）		配属予定先
工 業	電気・電子系 工業化学系 工 芸 系	都立高等学校 都立特別支援学校
農 業	食 品 系	都立高等学校（島しょ地域を含む。） 都立特別支援学校
家 庭		都立高等学校（島しょ地域を含む。） 都立特別支援学校
理 療		都立特別支援学校
水 産		都立高等学校（原則として島しょ地域）

(2) 寄宿舎指導員

都立又は区立の特別支援学校へ配属予定です。区立特別支援学校は都外に設置されていることから、都外施設へ配属や異動となる可能性があります。

※寄宿舎のある特別支援学校の所在地については、7 ページを御参照ください。

※なお、令和7年4月1日付新規採用者の配属先は、以下のとおりです。

都立特別支援学校（都内）…1名 区立特別支援学校（都外）…5名

※ 島しょ地域（実習助手）及び都外施設付近（寄宿舎指導員）には職員住宅があります。ただし、入居を希望される場合でも、満室等の事情により入居できない場合があります。

4 受験申込みに関する注意事項

以下の（１）又は（２）に該当する者は、受験することができません。

- （１）地方公務員法第１６条（欠格条項）※^１、学校教育法第９条（欠格事由）※^２※^３及び教育職員免許法第５条（授与）第１項ただし書※^３※^４に該当する者
- （２）東京都公立学校に現に勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員及び実習助手
ただし、東京都公立学校に現に勤務する講師（非常勤）、臨時的任用教職員（産休・育休代替教職員及び期限付任用職員）は受験できます。

※１ 地方公務員法第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※２ 学校教育法第九条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※３ 実習助手は除く。

※４ 教育職員免許法第五条第一項ただし書

次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 十八歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
- 三 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 四 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 五 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 選考日及び会場

選考日 令和7年9月7日（日）

会場 都立六郷工科高等学校

※ 集合時間等の詳細は受験票交付時に通知します。

なお、当日は、運営の都合等により受験票に記載された時間が繰り下がることがあります。

6 受験申込手続

受験の申込みは、電子申請（インターネット）によりお申込みください。

申込方法	・以下の URL からお申込みください。 https://logoform.jp/form/tmgform/1043084 ※申込手続は、東京都が導入している電子申請システムである LoGo フォームを利用します。初めて利用する方は、IDとパスワードを発行してから申し込む必要があります。申込みの際に取得したIDとパスワードは、登録状況の確認や受験票のダウンロード時に必要です。	
申込受付期間	令和7年6月23日（月）午前10時から 令和7年7月23日（水）午後6時まで	

【注意事項】

登録されたメールアドレスによっては、申請が到達した旨のメールや、受験票を発行した旨のメールが届かない場合があります。その場合は、LoGo フォームのトップページからIDとパスワード（又は申込み完了後に表示された受付番号とパスワード）を用いて御自分の申請状況を確認できます。メールの受信の有無にかかわらず、受験申込の受付期間内に必ず御自分の申請状況を確認してください。

（3）その他

ア 受験票は申込みをされた方へメールで通知いたします。令和7年8月20日（水）までに到着しない場合は、人事部選考課選考担当（電話03-5320-6787）宛てにお問い合わせください。

イ 受験申込受理後の職種や教科の変更はできません。

ウ 受験に際して障害に配慮した選考（点字による受験、拡大文字による受験、手話によるコミュニケーション、選考会場における車椅子の使用等）を希望する者は、申込フォームの「点字」、「拡大文字」、「手話」、「車椅子」、「その他」の項目にチェックしてください。

7 選考の内容

（1）実習助手

ア 専門教養（60分）

職務に必要な専門的教養について、記述する。

イ 論文問題（60分）

職務の内容に関わる問題について、800字程度で論述する。

ウ 個人面接

（2）寄宿舎指導員

ア 専門教養（90分）

職務に必要な専門的教養について、記述する。

イ 論文問題（90分）

職務の内容に関わる問題について、1,500字程度で論述する。

ウ 個人面接

8 選考結果等

- (1) 可否については、専門教養、論文問題及び個人面接の成績並びに提出書類等に基づき総合的に判定します。
- (2) 選考結果は、可否にかかわらず令和7年10月下旬頃、受験者全員にメールで通知します。

なお、選考試験を欠席した場合は可否判定の対象とせず、選考結果の通知はいたしません。

- (3) 選考結果の情報提供

選考の結果、不合格となった者のうち、情報の提供を希望するものに対して、総合成績による不合格ランク（Ⅰ～Ⅲ）を選考結果通知書に記載してお知らせします。情報の提供を希望する場合は、申込フォームの「選考結果の情報提供希望」欄について「有」を選択してください。

- (4) 採用候補者名簿への登載

採用候補者名簿登載の基準に達したと判断された者を合格者とし、「東京都公立学校実習助手採用候補者」又は「東京都公立学校寄宿舎指導員採用候補者」として名簿に登載します。名簿登載期間は、原則として令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

9 補欠合格

採用候補者名簿に登載されなかった者のうち、一定の基準を満たすものは、補欠合格者とし、補欠合格者は、採用候補者名簿登載者が不足した場合に採用の対象とします。

10 採用の手順

採用は、候補者名簿に登載された者の中から面談等の所定の手続を経て決定します。ただし、下記のいずれかの事項に該当した場合は、採用候補者名簿から削除します（採用の対象ではなくなります。また、採用後に該当することが明らかになった場合は、採用を取り消します。）。

- (1) 正当な理由がなく、配属先を辞退した場合
- (2) 正当な理由がなく、照会に応答しない場合
- (3) 選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
- (4) 心身の故障その他の事情により、教職員としての適性を欠くことが明らかとなった場合
- (5) 実習助手の名簿登載者で、令和8年3月31日までに高等学校、高等専門学校又は大学を卒業できない場合
- (6) 寄宿舎指導員の名簿登載者で、令和8年4月1日までに教育職員普通免許状を取得できない場合
- (7) 申込フォーム、面接票、選考関係書類等、選考過程で申告した事柄に重大な虚偽の内容があることが発覚した場合

1.1 給与等

- (1) 初任給〔給料月額＋給料の調整額（該当者のみ）＋教職調整額＋地域手当＋義務教育等教員特別手当〕
(令和7年4月1日現在)

区分	実習助手（高等学校）	実習助手（特別支援学校） 寄宿舎指導員
大学卒	約 287,000 円	約 302,000 円
短期大学卒	約 266,000 円	約 280,000 円
高等学校卒	約 240,000 円	約 253,000 円

※ 上記実習助手の額は、都内（島しょ地域を除く。）の学校に採用された場合の例です。

※ 60歳で採用された者の初任給は、60歳前の水準の7割になります。

※ 採用前に給与改定があった場合は、その定めるところによります。

(2) 前歴加算

高等学校卒業以降に有用な経験がある場合の初任給は、一定の基準により加算されます。ただし、前歴加算には限度があります。

(3) 各種手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などが条例に基づき支給されます。また、へき地（島しょ地域等）の学校、定時制高等学校等に勤務する者及び工科高等学校又は農業高等学校に勤務し、実習教科を担当する者には、別途手当が支給されます。

(4) その他

ア 昇給は、前年度の勤務成績により、原則として4月1日付けで行われます。

イ 国立大学法人や他の道府県での教職員在職期間は、東京都の退職手当の算定に含まれません。

ウ 採用時の年齢により昇任選考の一部を受験できないことがあります。

1.2 過去の試験問題について

郵送又は御本人様の来庁にてお渡し可能です。受験申込期間内に、「6 受験申込手続」記載の申込フォームからお申し込みください。

1.3 問合せ先

東京都教育庁人事部選考課選考担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎14階

電 話 03-5320-6787【ダイヤルイン】

メールアドレス S9000017@section.metro.tokyo.jp

東京都教育委員会ホームページ <https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/>

[参考]

★【令和6年度東京都公立学校教職員採用候補者選考（7年度採用）選考結果】

実習助手

教科		受験者 (A)	合格者 (B)	合格倍率 (A/B)
工業	機械系	8	3	2.7
	電気・電子系	10	9	1.1
	建築・建設系	2	2	1.0
	工芸系	0	0	-
農業	園芸系	4	1	4.0
	食品系	3	1	3.0
家庭		3	1	3.0
理療		2	2	1.0
水産		0	0	-
舞台表現		4	1	4.0
合 計		36	20	1.8

寄宿舎指導員

受験者 (A)	合格者 (B)	合格倍率 (A/B)
22	13	1.7

※補欠合格からの繰り上げ合格者は含まない。

★【寄宿舎のある都立及び区立特別支援学校】

※各校の人員の状況により、新規採用者が配属とならない場合があります。

名称	寄宿舎所在地
都立文京盲学校	東京都文京区後楽一丁目7番6号
都立葛飾盲学校	東京都葛飾区堀切七丁目18番10号
都立八王子盲学校	東京都八王子市台町三丁目17番18号
都立久我山青光学園	東京都世田谷区北烏山四丁目37番1号
都立光明学園	東京都世田谷区松原六丁目27番5号
板橋区立天津わかしお学校	千葉県鴨川市天津1990
葛飾区立保田しおさい学校	千葉県安房郡鋸南町大六180-2
大田区立館山さざなみ学校	千葉県館山市洲宮768-117